参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月20日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

## 1 当該公募の趣旨

本業務については、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるヤングケアラーやその家族、支援機関からの相談に応じ、状況に応じて関係機関との連絡調整等を行い適切な支援につなぐものである。様々な家庭環境にある子どもや保護者、支援機関からの相談に応じ、適切な支援につなぐための知識・経験を有する特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型 プロボーザルを実施する予定である。

※ヤングケアラー:家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

## 2 業務の概要

- (1)業務名 ヤングケアラー相談支援窓口運営業務
- (2) 開所日及び開所時間等

# ア 開所日

火曜日から土曜日とし、日曜日、月曜日、休日(その日が月曜日に当たるときは、 その翌日)及び年末年始は閉所日とする。なお、休日とは、「国民の祝日に関す る法律」に規定する休日をいう。

# イ 開所時間

午前10時30分から午後6時45分

なお、個別面談は原則予約制とし、面談の開始時間はおおむね午前10時30分から午後6時までとする。

#### (3)業務内容

ア ヤングケアラーコーディネーターの配置

ヤングケアラー支援に熱意があり、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士、臨床心理士、公認心理師等の資格を有し、福祉、教育に関する幅広い知識を持つコーディネーター等を常時2人以上配置する。

※ 受注者におけるヤングケアラー相談支援窓口及びコーディネーターの管理体制 を明らかにすること。

#### イ 相談業務

電話、電子メール、面談等による相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校等へ の訪問を実施する。

電話及び電子メールの相談にあたり、ヤングケアラー相談専用のダイヤル、アドレスを設けること。なお、対応困難ケースや、緊急対応を要するケースについては、状況に応じて子ども総合センターや区役所子ども・家庭相談コーナーに相談又は通告を行う。相談及び支援経過について、個別のケース記録を作成する。

- ウ ヤングケアラー本人への支援
  - 当事者交流会、子ども食堂との連携等を実施する。
- エ 学校等の施設への広報(訪問)
- オ その他啓発活動(SNSでの発信を含む)
- カ ヤングケアラーに係る関係機関への研修
- キ 事業に必要な設備の確保
  - (ア) 相談室
  - (イ) 対象者が集まることができる設備
  - (ウ) パソコン等の電子機器、電話、ファックス、車両については、受注者が調達・ 管理する。窓口カウンター等については、現地に備え付けのものを活用する。
  - (エ) その他事業を実施するために必要な設備
    - ※上記以外に備品を追加する場合は、原則受注者が調達するものとするが、状況 に応じて発注者と協議する。
  - ク 施設の維持管理
  - ケ 業務内容の報告

事業の実施状況について、各月及び年間の報告を行う。

コ その他

本業務内容に定めのない事項で疑義が生じた場合は、北九州市と協議を行う。

#### (3)履行期間

契約日~令和8年3月31日

## 3 応募要件

## (1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 (平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有 資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、 及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内で あること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 基本的要件以外の要件

- ア 当該業務を適正に実施するために必要な業務経験、事業実績を備えていること。(以下の書類を参加意思確認書にあわせて提出してください。)
  - 法人登記簿謄本
  - ・定款、規約、寄付行為これらに類する書類
  - ・法人団体の事業概要書、事業実績書
- イ 様々な状況の子どもや家庭に対する相談・カウンセリングのノウハウを有していること。
- ウ 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉等の社会福祉事業について、実施実績が あること。
- エ 関係機関を対象としたヤングケアラーに係る研修を企画・実施できるもの。
- オ 関係機関との連絡・調整が円滑に行えること。
- カ 2 (2) アを満たすヤングケアラーコーディネーターを配置できること。

## 4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略(公示書と兼ねる)

(3)公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年1月20日から令和7年2月3日まで(土曜日、日曜日を除く)の 毎日、9時から17時まで

- イ 受付担当課
  - (1) に同じ。
- ウ回答

受付担当課から回答する。

- (4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法
  - ア 提出期間

令和7年1月21日から令和7年2月4日まで(土曜日、日曜日を除く)の 毎日、9時から17時まで

- イ 提出場所
  - (1) に同じ。
- ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成 添付し、提出期限までに直接持参すること。

# (5) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても 参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う

- こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロボーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から 起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に 対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることがで きる。